

(資料1)

デジタル販路開拓支援事業業務委託に係る企画提案競技実施要領

この実施要領は、「デジタル販路開拓支援事業業務委託」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定する企画提案競技に関し、必要な事項を定めるものである。

1 業務の名称等

- (1) 業務名 デジタル販路開拓支援事業業務委託
- (2) 業務の仕様書等 別添の「デジタル販路開拓支援事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

2 委託予定期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

3 委託業務の契約上限額

1, 500, 000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

4 実施日程

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| (1) 公募開始（実施要領等の公開） | 令和8年6月12日（金） |
| (2) 実施要領等に関する質問書の提出期限 | 令和8年6月23日（火）正午まで |
| (3) 上記質問に対する回答の提示 | 令和8年6月25日（木） |
| (4) 参加資格確認申請書の提出期限 | 令和8年6月29日（月）午後5時まで |
| (5) 参加資格の確認結果通知 | 令和8年6月30日（火） |
| (6) 参加資格が認められない理由の請求 | 令和8年7月2日（木）午後5時まで |
| (7) 企画提案書提出期限 | 令和8年7月8日（水）午後5時まで |
| (8) 審査会 | 令和8年7月中旬（予定） |
| (9) 審査結果の通知 | 令和8年7月中旬（予定） |
| (10) 契約締結 | 令和8年7月下旬（予定） |

5 参加者の資格に関する事項

本業務に関する企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる参加資格要件の全てを満たす者で、かつ、県から参加資格要件の確認を受けた者とする。

(1) 参加資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けたものを除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けたものを除く。）でないこと。

ウ 企画提案競技参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの間に、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。

エ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。

オ 本業務の実施について、県の要求に応じて速やかに協議し、かつ日本語で対応できる体制を整えていること。

カ 本業務の遂行に際し、関係法令等を遵守し、的確に遂行できる能力を有する者であること。

6 手続き等に関する事項

(1) 事務局

秋田県 産業労働部 商工業振興課 貿易・流通チーム

住 所：〒010-8572 秋田県秋田市山王三丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎3階

電 話：018(860)2218 FAX：018(860)3887

メールアドレス：induprom@pref.akita.lg.jp

(2) 企画提案競技説明会

説明会は開催しない。

応募に必要な書類は、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」の「分野別」－「県政情報」－「電子手続き・入札・補助金等」－「電子入札・入札・コンペ」－「コンペ情報」に掲載する。

(3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、「実施要領等に関する質問票」（様式第1号）により受け付ける。

ア 受付期間：令和8年6月23日（火）正午まで

イ 受付場所：6(1)に同じ

ウ 提出方法：電子メールに限る。

エ 回答方法：質問及び回答事項を取りまとめの上、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」の「コンペ情報」に掲載する。

オ 回答期日：令和8年6月25日（木）まで

(4) 参加資格の確認

参加者は、次の参加資格確認申請書類を提出期限までに事務局に電子メール、持参又は郵送により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 参加資格確認申請書類

① 企画提案競技参加資格確認申請書（様式第2号） ※押印不要

② 会社等概要整理票（様式第3号）

③ 過去3年間の主要業務実績書（同種業務の実績を記載）（様式第4号）

④ 参加資格確認申請受付票（様式第5号）

イ 提出期限：令和8年6月29日（月）午後5時まで

・持参の場合は、平日午前9時から午後5時までに事務局に提出のこと。

・郵送の場合は、封書に「デジタル販路開拓支援事業業務委託企画提案競技参加資格確認申請書在中」と明記の上、提出期限までに事務局に必着のこと。

・電子メールの場合は、PDF形式のデータで提出のこと。

ウ 提出先：6(1)に同じ

エ 確認結果の通知：令和8年6月30日（火）までに電子メールにより通知する。

オ 留意事項

・提出期限までに提出しない者又は企画提案競技参加資格が認められなかった者は、企画提案競技に参加することができない。

・参加資格の確認は、上記提出期限の日をもって行う。

・参加資格確認申請書類に虚偽記載があった場合は、参加資格を取り消す。

・都合により辞退する場合には、企画提案競技参加辞退届（様式第6号）を提出すること。

(5) 参加資格の喪失

参加者は、参加資格確認後に参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失う。

(6) 参加資格が認められなかった者に対する説明

参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、次により県に対して書面で、理由の説明を求めることができる。県は、説明を求めた者に対して、書面を受理した日から5日以内に、電子メールによりその理由を通知する。

ア 提出期限：令和8年7月2日（木）午後5時まで

イ 提出場所：6(1)に同じ

ウ 提出方法：電子メールによる提出（任意様式）

(7) 企画提案書等の作成及び提出

ア 提出書類及び提出部数

- ① 企画提案書（様式第7号） 正本1部、副本4部
- ② 見積書（任意様式） 正本1部、副本4部
- ③ 「賃金水準向上」及び「女性活躍推進」に関する加点措置評価資料提出票（様式第8号）
- ④ （該当者のみ）「賃金水準の向上」に関する書類 各1部

企画提案審査基準の審査項目「賃金水準の向上」の評価基準を満たす場合は、次表の書類を提出すること。

- ・令和7年及び令和6年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」
- ・事業者が給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率について事前に割合を計算した資料（任意様式）
- ・「パートナーシップ構築宣言」の写し

区分		提出書類	
		税務申告に基づく場合	県域で一つの事業者とする場合
給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率	役員及び従業員が対象	ア 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表	イ 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類
	役員を除く従業員が対象	ウ 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類	エ 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類
「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表		「パートナーシップ構築宣言」の写し	

- ⑤ （該当者のみ）「女性の活躍推進」に関する書類 各1部

企画提案審査基準の審査項目「女性の活躍推進」の評価基準を満たす場合は、次の書類を提出すること。

女活法・次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出	労働局の受付印が押印された一般事業主行動計画策定・変更届の写し
えるぼしチャレンジ企業認定	都道府県知事が交付するえるぼしチャレンジ企業認定通知書の写し
法令に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール）	労働局長が交付する認定通知書の写し
秋田県知事表彰の受賞（女性活躍・両立支援企業表彰、女性の活躍推進企業表彰、子ども・子育て支援知事表彰、男女共同参画社会づくり表彰）	表彰状の写し（写真可）

- イ 提出期限：令和8年7月8日（水）午後5時まで
なお、提出後の訂正や変更は認めない。
- ウ 提出方法：持参又は郵送により、6(1)の事務局まで提出すること。
 - ・持参の場合は、平日午前9時から午後5時までに事務局に提出のこと。
 - ・郵送の場合は、封書に「デジタル販路開拓支援事業業務委託企画提案競技提案書在中」と明記の上、提出期限までに事務局に必着のこと。

エ 留意事項

- ① 企画提案書は仕様書を熟読して作成するとともに、次の事項を必ず記載すること。なお、記載順序は任意とする。
 - ・本業務に関する基本的な考え方（業務実施の方向性等）
 - ・事業の実施体制
 - ・全体業務スケジュール
 - ・類似業務の実績
- ② 企画提案書のサイズ等は、原則としてA4ヨコ版、ページ数は表紙、裏表紙、目次等は除き、概ね20ページ以内とし、ページ番号を付すること。
- ③ 企画提案は1案まで提出できることとする（複数の提案は不可）。
- ④ 見積書（秋田県知事あて）の作成に当たっては、企画提案内容を実施するために必要な全ての経費（消費税及び地方消費税額を含む。）とその積算内訳を記載すること。
なお、見積額が「3委託業務の契約上限額」を上回った場合は審査の対象としない。
- ⑤ 提出期限までに提出しない者は、辞退したものとみなす。
- ⑥ 一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え又は撤回することができないものとする。

(8) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

- ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ウ その他、企画提案競技に関する条件に違反した提案

7 委託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 委託候補者の選定方法

企画提案の審査は、別添「企画提案競技審査要領」に基づき、審査を行う。

(2) 審査会の開催

ア 原則、提案者によるプレゼンテーションを実施の上審査する。

イ 審査会は、秋田県庁内において開催する。開催日は、令和8年7月中旬を予定しているが、詳細は別途通知する。

ウ 審査会で最も優れていると認めた者を本業務の委託候補者として選定し、審査の結果は、決定後速やかに各参加者に電子メール等で通知する。ただし、提案された内容が業務の目的を達成するために十分な水準に達していないと審査会で判断した場合には、委託候補者を選定しないことがある。

(3) 苦情申し立て

選定の結果に関して不服がある場合は、上記通知の日から起算して2日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29条）第1条第1項に規定する県の休日を含まない。）以内に、契約担当者に対して書面（任意様式）により申し立てをすることができる。

8 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金

本業務の受託者は、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第177条第1項により、契約額の100分の10以上の額を契約保証金として県に納付する必要がある。ただし、同規則第178条第3号により、契約の相手方が過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 企画提案の取扱

企画提案書等に記載された事項は、委託業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と委託候補者との協議により契約締結段階において内容を追加、変更又は削除し、委託内容を確定させるものとする。

また、委託契約額は、受託予定者との協議により別途決定する。

9 公正な企画提案競技の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意志及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

10 その他

- (1) 企画提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書等の取扱い
 - ア 参加者が協議会に提出した企画提案書等の提出書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
 - イ 提出書類は返却しない。
- (3) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。
- (4) 本件の企画提案に要した費用は、参加者の負担とする。
- (5) 企画提案協議の審査結果は、後日、「美の国あきたネット」で公表する。